

2 高福第 1 7 9 7 号

令和 3 年 3 月 1 日

各高齢者施設等管理者 様

愛知県福祉局高齢福祉課長

(公 印 省 略)

緊急事態宣言の解除後における高齢者施設等の対応について (依頼)

昨日、国において、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 1 項に基づく本県に対する緊急事態宣言が解除されました。

本県においては、新規陽性者数、入院患者数ともに減少傾向が続いておりますが、高齢者施設で発生したクラスターは終息に至っておらず、今後、春休みや年度末に向け、確実に感染の再拡大を防止するため、「厳重警戒宣言」により、必要な対策を継続しております。

つきましては、各高齢者施設等において、引き続き感染防止対策をより一層徹底し、介護サービス等の提供に努めていただきますようお願いいたします。

別添の厚生労働省からの令和 2 年 10 月 15 日付け事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について (その 2) (一部改正)」等を参考に、適切な対応をお願いいたします。

担当 施設グループ

電話 0 5 2 - 9 5 4 - 6 2 8 7

担当 介護保険指定・指導グループ

電話 0 5 2 - 9 5 4 - 6 2 8 9